

## 岸和田市要介護認定調査支援システム導入業務選定評価基準

評価項目	配点	評価の視点
(1) 全般	130	
① 基本方針	30	業務内容や本市の課題を理解した解決方法を提案しているか。
② 実施体制・プロジェクト管理	30	実施体制、プロジェクト管理は優位な内容か。
③ 追加提案	40	追加提案は有用・優位な内容であるか。別途追加費用等は妥当なものであるか。
④ 経営規模	10	業務を実施することに適した経営規模・状況であるか。
⑤ 業務実績	20	業務を遂行するための企業体制であるか、同種・類似業務の業務実績を有するか。
(2) 非機能要件等	140	
① テスト	10	テスト内容や体制が充実しているか。
② 研修教育	40	システム運用・管理に関する教育研修、利用者向け研修の内容が充実しているか。ユーザが自習できる方法が提案されているか。
③ 使用性	20	ユーザインターフェースやシステム利用時間の優位性
④ 処理速度・バックアップ	30	処理速度、バッチ処理、バックアップ頻度と世代管理の優位性
⑤ セキュリティ	10	セキュリティ認証の取得、従業員研修等、セキュリティ対策が充実しているか。システム利用証跡やログを取得できるか。
⑥ 運用保守・障害対応	30	運用支援・サポートデスク等の体制が充実しているか。障害発生時の連絡体制、原因究明、障害除去及び結果報告、他者原因である場合の原因の究明と協力体制が充実しているか。
(3) 機能要件	180	
① 全般・管理	180	システム機能の優位性
② データ連携		
③ 認定調査票		
(4) 経費	150	
① 経費の優位性（見積金額）	150	提案内容に対する費用見積金額の優位性
合計	600	

・評価については、選定委員会の構成員の評価点を平均したものを合計し評価点とする。  
(次ページに続く)

・「(4) 経費 ①経費の優位性 (見積金額)」の評価点の計算方法  
評価点は、以下の計算式にて算出する。

	評価点
最低見積金額の事業者	150 点
最低見積金額の事業者以外	最低見積金額 ÷ 自社見積金額 × 150 点

・評価点は、小数点第二位を切り捨てる。